

診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ 岡山家庭裁判所

家庭裁判所の業務に関しましては、日頃から一方ならぬご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年4月1日から成年後見制度が施行され、禁治産、準禁治産の制度が全面的に改正されました。具体的に申しますと、ご本人の判断能力の程度に応じて、後見（従来の禁治産）、保佐（従来の準禁治産）及び補助（新設）の三類型が設けられました。いずれの類型でもご本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、ご本人の財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、ご本人の保護に務めることになります。

この中で、後見及び保佐を開始する審判を進めるためには、原則として、ご本人の判断能力の状況について、医師による鑑定が必要となります。後見及び保佐が開始されますと、ご本人の保護が図られる反面、その法律行為や資格が制限されることになり、とりわけ慎重な判断が求められるからです。鑑定の結果は鑑定書にまとめられ、家事審判官（裁判官）が審理をする際の資料となります。

そこで、ご本人の親族等の依頼に応じて診断書（成年後見用）を作成される際に、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合にお引受けいただけるかなどの参考事項について、鑑定連絡票にあわせてご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただし、ご本人がいわゆる植物状態にあるような場合等には、例外的に鑑定をしないことがあります。

なお、主治医の方は、ご本人の症状の経過について最もよく把握しておられますので、精神科のご専門ではなくても、鑑定の依頼をさせていただくことがあります。

また、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には、診療記録の提供等のご協力をいただければ幸いです。

ご多忙かとは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ※1 鑑定をお願いする場合には、後日、依頼書を送らせていただきます。鑑定を省略する場合には、改めて裁判所からの連絡はしておりませんので、ご容赦ください。
- ※2 鑑定書の作成については『鑑定書作成の手引き』も用意しております。また、最高裁判所のホームページ
(http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_09_02.html)
でもご覧いただけます。
- ※3 ご不明な点については、岡山家庭裁判所（Tel.086-222-6771）家事事件受付係までお尋ねください。

(家庭裁判所提出用)

診 断 書(成年後見用)

1 氏名 住所	男・女 M・T・S・H 年 月 日生 (歳)
2 医学的診断 診断名	
所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症, 合併症など)	
現在の状態	<input type="checkbox"/> 植物状態である <input type="checkbox"/> 植物状態に準ずる
日常生活	<input type="checkbox"/> 全介助を要する <input type="checkbox"/> 一部介助を要する <input type="checkbox"/> 自立している
精神状態	<input type="checkbox"/> 幻覚・妄想あり <input type="checkbox"/> 躁・うつ状態あり <input type="checkbox"/> 性格の変化あり
	<input type="checkbox"/> 特記 ()
3 判断能力の程度	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない (後見相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である (保佐相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある (補助相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる
4 判定の根拠	(1) 検査所見 <input type="checkbox"/> 検査不能 <input type="checkbox"/> 長谷川式 点 (検査日:平成 . .) <input type="checkbox"/> 知能指数 IQ= (検査日:平成 . .) <input type="checkbox"/> (2) 言語, 身体動作による意思疎通の程度 <input type="checkbox"/> 十分に可能 <input type="checkbox"/> 後見制度の趣旨を理解して意見を述べることも可能 <input type="checkbox"/> 不十分だが可能 (日によってむらがある, 平易な内容に限って可能 など) <input type="checkbox"/> 後見制度の趣旨を理解して意見を述べることも可能 <input type="checkbox"/> ほぼできない (発語はあるが意味が通じない, 話したことをすぐに忘れる など) <input type="checkbox"/> まったくできない (植物状態, 目を動かすだけ など) (3) 回復の可能性 <input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> ほとんど見込めない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> その他 () (4) 特記事項

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院等の名称・所在地・電話

担当診療科名

担当医師氏名

印

